

渡嘉敷村総合戦略策定支援業務委託仕様書

業務名：渡嘉敷村総合戦略策定支援業務委託仕様書

委託期間：契約締結日の日から平成28年1月31日まで

業務委託料：7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

I 業務内容

1. 人口ビジョンに係る検討業務

総合戦略と人口ビジョンの策定支援を行うこととし、人口ビジョン策定に関する対象期間は、国の長期ビジョンの期間（2060年を目標年）を基本とする。なお、渡嘉敷村の実情に応じて、国立社会保障・人口問題研究所の推計期間である2040年について検討を行うものとする。

(1)人口現状分析

1) 人口動向分析

・総合戦略策定の基礎となる、人口ビジョン（起草案）の内容について整合性を確認するとともに、分析内容の点検確認及び必要な修正を行うこと。

・既存データ等による人口動向分析を行う。

（総人口、年齢3区分別人口、出生・死亡数、転出入数、人口移動等）

2) 将来人口の推計と分析

・現状の人口動向（出生率、変化率等）をベースに将来推計を行う。

・上記をベースに出生率、変化率等を変えて、複数パターンの将来推計を行う。

・複数パターンの将来推計について、出生率等に応じた推計値の違いを比較分析する。

3) 人口に変化が地域の将来に与える影響

・現状の傾向のままで人口が推移した場合の、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響についての分析を行う。

・人口ビジョン、総合戦略策定の基礎データとなる村民アンケート、関係団体インタビューの企画・実施・集計・分析・報告書の作成を行い、策定する総合戦略案の内容に反映させること。また、沖縄県が新に人口ビジョン、総合戦略を策定した場合は、適宜情報を盛り込むなど、積極的に整合性の保持に努めること。

(2)人口の将来展望

1) 将来展望に必要な調査分析

・人口の将来を展望するに当たっては、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や地元への就職希望等を実現する観点が必要である。既存の調査等を踏まえ、渡嘉敷村の将来人口推計に必要な分析を行う。

2) 目指すべき将来の方向

- ・上記（１）の人口動向、将来人口の分析や前途の将来展望に必要な調査分析等を踏まえ、人口に関する現状と課題を整理し、目指すべき将来の方向を示す。

3) 人口の将来展望

- ・国や県の長期ビジョンを勘案しつつ、上記の目指すべき将来の方向を踏まえ、自然増減や社会増減に関する仮定を設定し、総人口や性別・年齢３区分別人工等を展望し、その結果を示す。

2. 総合戦略に係る検討業務

総合戦略は、上記の人口ビジョンを踏まえ、基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものであり、対象期間は、平成28年度～平成32年度（5ヵ年）とする。計画策定にあたっては、その基礎となる村民ニーズの把握や現地策の点検・評価等も併せて行う。

(1) 村民のニーズ等の把握

1) 村協議委員会の運営支援

- ・総合戦略の策定にあたっては、総合戦略協議委員会を立ち上げ、現施策の点検、総合戦略の具体施策案の検討等を実施していくこととする。したがって村協議委員会の運営が円滑に行われるよう、その支援を行う。

- ・策定のための組織として、有識者15名以内からなる渡嘉敷村総合戦略有識者会議（仮称）を3回程度開催し、意見の取りまとめを行うこと（有識者会議の報酬及び交通費等の必要経費も委託経費に含むものとする）。

2) 村関係団体へのヒアリング

- ・村の産業振興等経済活性化に向けた可能性を図るとともに、具体化に向けた取り組み方策の検討に資するよう、漁協、農業、観光、福祉、教育など幅広い関係者へのヒアリングを実施する。

(2) 既存計画・事業等の把握及び現施策の点検・評価

1) 既存計画・事業等の把握整理

- ・国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や沖縄県人口増加計画等関連する国、県の計画を収集・整理するとともに、渡嘉敷村総合計画をはじめ、渡嘉敷村の上位計画、関連計画、関連事業等の収集・整理を行う。

2) 現関連施策の点検・評価の実施

- ・総合戦略に関する施策（産業振興、子育て、教育、定住環境整備等）について、現状と課題等を把握、整理するために、総合計画等に位置づけられている関連施策の点検・評価を行う。

(3) 渡嘉敷村総合戦略の策定

1) 基本目標と基本的方向の作成

- ・国が定める総合戦略や渡嘉敷村のまちづくりの方向等を踏まえ、村の総合戦略の基

本目標と施策の基本的方向を作成する。

2) 具体的な施策及び施策ごとの（重要業績評価）指標の作成

・上記1)を踏まえつつ、具体的な施策及び施策ごとの（重要業績評価）指標を作成する。

3) 計画・事業の進行管理体制（客観的な効果検証）及び推進プログラム等の作成

・基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る指標の達成等を検証する進行管理体制や客観的で効果検証ができる推進プログラム等の作成を行う。

(4) 策定委員会の運営支援

・本計画の策定に向け、村外有識者を含め策定委員会の設置を予定していることから、その運営支援（3回程度）を行う。

(5) 全体取りまとめ及び報告書の作成

上記を踏まえ、報告書のとりまとめ、印刷・製本を行う。

II 成果品

本業務完了時には、次のドキュメント類を整備して製本版（A4版、100部）及び電子データ一式を村へ提出すること。

- (1) 渡嘉敷村版人口ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・100部
- (2) 渡嘉敷村総合戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・100部
- (3) その他（アンケート及び会議などの報告書）・・・・・・・・・・100部
- (3) 上記の（1）～（3）の電子データ・・・・・・・・・・・・一式

その他

(1) 打合せ等について

本業務の遂行に必要な打合せ又は協議については、その開催の準備及び議事録などの整備を行うこと。開催場所は渡嘉敷村役場庁舎内とする。